

苫小牧市立小・中学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

苫小牧市教育委員会

(目的)

第1 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、苫小牧市教育委員会の所管に属する小・中学校の教職員（以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童生徒をいう。

(2) 社会的障壁

障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障害を理由とする差別

障害者に対し、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害を理由として、障害のない者と異なる不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施に必要なかつ合理的な配慮を怠ることをいう。

(4) 合理的配慮

社会的障壁の除去の実施を現に必要とする意思を表明している障害者又はその家族等（障害者がある意思を表明することが著しく困難である場合に限る。）に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物理的負担又は経済的負担その他の負担の範囲内で、障害のない者と平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整をいう。

(不当な差別的取扱い)

第3 教職員は法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害のない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとする。これに当たり、教職員は別紙1に定める事項に留意するものとする。

なお、別紙1において、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（以下においても同じ。）。

(合理的配慮の提供)

第4 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、合理的配慮の提供を行うものとする。これに当たり、教職員は別紙1に定める事項に留意するものとする。

(管理職員の責務)

第5 教職員のうち、校長、教頭（以下「管理職」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に係る相談に対応する相談窓口を設置すること。
- (3) 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (4) 障害者の実態把握や合理的配慮の提供の検討等のために、特別支援教育に関する校内委員会を設置すること。
- (5) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職は、障害を理由とする差別の解消に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

(相談体制の整備)

第6 不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に係る教職員からの相談に対応するため、教育部指導室に相談窓口を置く。相談を受けた際には、事実関係の状況把握等について当該小・中学校及び関係機関と調整しながら組織的に対応するものとする。

(教職員の意識の向上)

第7 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教育部指導室は、教職員に対して必要な研修・啓発を行う。

2 教職員は、障害者の障害特性、発達段階に応じた支援方法や配慮及び不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供等について理解を深めるため、積極的に研修等を受講するものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

(別紙1)

苫小牧市立小・中学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

1 対象となる障害者

障害とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）その他の心身の障害」であり、障害者とは、「障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をいい、対応要領が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

学校は、校内委員会で「教育支援のためのハンドブック」（平成26年10月北海道特別支援教育振興協議会）における各障害の状態像に該当すると判断した児童生徒については、法の対象となると考えることが適当であり、診断書等の有無は判断の基準にはならないことに留意する必要がある。

2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として教育の内容、方法等の変更や調整、行事等の機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障害のない者に対しては付さない条件を付すこと等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するための必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

したがって、障害者を障害者でないものより優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由がなく、障害者を、本質的に関係する諸事情が同じ障害のない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

3 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、教育の内容、方法等の変更や調整、行事等の機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

学校は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者、当該障害者の保護者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

4 合理的配慮の基本的な考え方

(1) 法は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、

合理的配慮を提供するよう求めている。

学校においては、障害者が、障害のない者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うものである。

合理的配慮は、公立小・中学校の教育の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないものであることに留意する必要がある。

(2) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素等を考慮し、代替措置の選択を含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、当該障害者の状況や社会環境の変化等に応じて変わり得るものであることに留意する必要がある。

(3) 意思の表明に当たっては、具体的な場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、タブレットの提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が障害のない者とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられる。

また、障害者からの意思の表明のみではなく、本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。

なお、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために建設的な対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(4) 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における基礎的環境の整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることになる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、評価して見直しを図ることが重要である。

5 過重な負担の基本的考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的、抽象的な理由に基づいて過度な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。

学校は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者、当該障害者の保護者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- (1) 教育活動への影響（教育活動の目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度

6 具体的な事例

不当な差別的取扱い、合理的配慮の具体例は、別紙2のとおりである。各小・中学校においては、これらの具体例を含む本要領の内容を踏まえ、具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応する必要がある。

なお、掲載した具体例については、前提として「5 過重な負担の基本的な考え方」で示した過重な負担が存在しないこと、及び、これらはあくまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

(別紙2)

不当な差別的取扱い、合理的配慮の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、次の取扱いを行うこと。

- (1) 窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- (2) 資料等の提供や送付、説明会や懇談会等への出席を拒むこと。
- (3) 実習等の校外学習、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- (4) 試験等において、合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり評価において差を付けたりすること。

2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- (1) 合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、児童生徒に障害の状況等を確認すること。
- (2) 障害のある児童生徒のため、通級による指導を実施する場合や特別支援学級において特別の教育課程を編成すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

① 主として物理的環境への配慮に関するもの

- ・ 配架棚の高いところにおかれた図書や教材教具を取って渡したり、図書や教材教具等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・ 疲労を感じやすい児童生徒から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該児童生徒に事情を説明し、教室等の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- ・ 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい児童生徒に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる表示等を用意したりすること。
- ・ 校内等において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡したりすること。
- ・ 聴覚過敏の児童生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物等を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を整備すること。

② 主として人的支援の配慮に関するもの

- ・ 目的の場所までの案内の際に、児童生徒の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置(左右・前後・距離等)について、児童生徒の希望を聞いたりすること。
- ・ 保護者、特別支援教育支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、別室での待機等を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・ 知的障害のある児童生徒に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、

買い物や交通機関の利用など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該児童生徒が理解しているか確認すること。

- ・ 比喩表現等の理解が困難な児童生徒に対し、比喩や揶揄、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- ・ 例えば筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ・ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料の提示等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）等を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- ・ 知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童生徒に対し、例えば絵カードや写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・ 事務手続き等の際に、教職員が必要書類の代筆を行うこと。
- ・ 児童生徒が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該児童生徒の順番がくるまでに別室や席を用意すること。
- ・ 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- ・ 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- ・ 肢体不自由のある児童生徒に対し、体育・保健体育科の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- ・ 日常的に医療的ケアを要する児童生徒に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- ・ 慢性的な病気等のために他の児童生徒と同じように運動ができない児童生徒に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除することなく、参加するための工夫をすること。
- ・ 発達障害のため、人前で発表が困難な児童生徒に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該児童生徒に説明の上、学校の状況に応じて別室を用意するなど、環境を整えること。

- ・ 定期試験等において、公平性を担保する範囲内で、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえ、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- ・ 点字や拡大文字、音声読み上げ機能等を使用して学習する児童生徒のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳または拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- ・ 聞こえにくさのある児童生徒に対し、外国語のヒアリングの際に、例えば音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- ・ 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒に対し、例えば補習を行うなど、学習の機会を確保する方法を工夫すること。
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒のために、例えば授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器の使用を許可したり、筆記に代えて口答試問による学習評価を行ったりすること。
- ・ 適切な人間関係の形成に困難がある児童生徒のために、能動的な学習活動においてグループ編成をするときには、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、例えば時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。